

管理栄養士免許に関する申請

○死亡等により名簿登録を抹消申請したいとき

管理栄養士名簿から登録を抹消する際に行う手続きです。管理栄養士名簿から登録を抹消した場合、管理栄養士として業務を行うことができません。

また、管理栄養士の方が死亡し、または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による届け出義務者が30日以内に代理で申請しなければなりません。

申請方法	住所地を管轄する保健所(支所)での窓口申請又は郵送
申請書類	名簿登録抹消申請書 (指定の用紙が保健所(支所)に用意してあります。)
	死亡診断書, 死体検案書又は戸籍抄(謄)本もしくは失踪宣告を明らかにする書類 ・死亡診断書に関しては、診断した医師本人の原本証明がある場合は写しでも可能です。
	現に受けている免許証(原本) ・免許証紛失して添付できない場合には、届出人の申立書が必要です。
	届出人の本人確認書類(運転免許証等, 顔写真付きの身分証明書等) ・健康保険証など、顔写真付きではない公的身分証明書の場合は、2種類の提示が必要となります。 ・郵送申請の場合は、運転免許証等(マイナンバーカードの場合表面のみ)のコピーを添付してください。
提出期日	死亡等の翌日から30日以内 ※30日を越えている場合は、申請書裏面の遅延理由書にご記入いただきます。